

京都市告示第396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成27年10月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社 就労サポートきらら（代表社員 木村 明美）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区一乗寺西浦畑町53番地

3 事業所の名称

合同会社 就労サポートきらら

4 事業所の所在地

京都市左京区一乗寺西浦畑町53番地

5 指定する事業の種類

就労継続支援A型

6 指定年月日

平成27年10月1日

7 事業所番号

2610681252

（保健福祉局障害保健福祉推進室）